

さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務 特記仕様書

1. 総則

本特記仕様書は、さいたま市が発注する「さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に記載のない事項については、各種関係法令の他、さいたま市業務委託契約基準約款、さいたま市土木設計業務等共通仕様書、及びさいたま市建築設計業務委託共通仕様書によるものとする。なお、受注者は、本特記仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うものとする。

2. 業務の目的

本業務は、さいたま市大宮区北袋町において、さいたま市新庁舎整備事業の実施に際し、さいたま市環境影響評価条例、同施行規則及び同技術指針に基づき、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成など、環境影響評価手続きを行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日 から 令和 10 年 3 月 27 日（月） まで

4. 履行場所・対象事業

履行場所：さいたま市大宮区北袋町 1－6 0 3－1 外（別紙案内図参照）

事業の種類：高層建築物の建設（さいたま市新庁舎の建設）

5. 配置技術者

本業務の実施に際して、受託者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した技術者を配置するものとする。

1)管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者は以下の要件を満たすこと。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

①技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（建設部門：建設環境、環境部門：環境影響評価、総合技術監理部門：建設－建設環境、総合技術監理部門：環境－環境影響評価）の資格のうちいずれかを有する。

②過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に、埼玉県内における環境影響評価業務（条例又は法対象事業、調査計画書（方法書）から評価書までの一連の業務、一括業務であるか分割業務であるかは問わない）の実績を有する。

2)担当技術者

担当技術者に「技術士（応用理学部門：地質）」、「環境アセスメント士」、「環境計量士」の資格を有するものをそれぞれ配置すること。

6. 業務内容

6-1. 調査計画書の作成

基本計画の内容や事業実施区域及びその周辺地域の特性を考慮して、環境影響評価項目の選定や調査、予

測及び評価方法の選定を行い、調査計画書を作成する。

6-2. 調査計画書に係る手続きの支援

調査計画書の公告・縦覧、縦覧期間中に実施する説明会の開催、さいたま市環境影響評価技術審議会への対応等に関する支援を行う。支援内容には、以下の項目を含むものとする。

【説明会開催支援】

- ①調査計画書のあらましの作成
- ②説明用スライド等の作成
- ③想定問答の作成
- ④説明会の出席及び答弁支援
- ⑤説明会議事録の作成

(説明会開催に必要な会場は、受託者が用意するものとする。)

【さいたま市環境影響評価技術審議会対応】

- ①調査計画書に関する意見書の整理及び意見概要の作成
- ②意見概要に対する見解書の作成
- ③環境影響評価技術審議会説明資料の作成
- ④環境影響評価技術審議会への出席及び答弁支援
- ⑤環境影響評価技術審議会議事録の作成

6-3. 現況調査の実施

さいたま市環境影響評価条例、同施行規則、同技術指針、調査計画書及び市長意見等を勘案し、対象事業の環境影響評価を行うため、以下に示す環境影響評価の項目の14項目を基本とし、既存資料による調査及び現地調査を行う。なお、項目の選定については、事業内容や地域特性を十分考慮して検討し決定するものとする。

- ①大気質 ②騒音・低周波音 ③振動 ④水象 ⑤土壌 ⑥地盤 ⑦景観 ⑧自然とのふれあいの場
⑨史跡・文化財 ⑩日照障害 ⑪電波障害 ⑫風害 ⑬コミュニティ ⑭地域交通

現地調査を実施する調査項目、調査地点及び調査時期等については、別表に示す内容を基本とする。

このうち、地域交通における自動車交通量等を対象とする交通量調査については、令和7年6月30日までに、調査計画書作成に先立ち、調査結果をまとめ報告書として提出するものとする。また、交通量調査箇所は、受託者と協議のうえ決定するものとする。

各項目の既存資料調査については、調査計画書及び市長意見等に基づき、分布状況や調査結果等を整理する。

調査地点の選定にあたっては、環境要素に応じ適地を選定し、必要に応じて借地交渉を行うこととする。

調査時期の選定にあたっては、当該期間の代表性を確保できるよう、気象の変動や他の影響についても十分に検討する。

なお、環境影響評価を行う過程において、周辺地域の状況の変化や事業計画の具体化に伴い、必要に応じて環境影響評価の項目、手法の見直しを行う。また、調査等の実施にあたっては、調査の手法や事業実施区域の状況等について最新の知見を得るよう努めるとともに、必要に応じて選定した手法の見直しを行う。

6-4. 予測及び評価、準備書の作成

前項において把握した現況調査の結果を踏まえ、調査計画書及び市長意見等に基づき、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置の検討を行い、準備書を作成する。

予測及び評価を行う環境影響評価項目は、現況調査項目に、廃棄物、温室効果ガス等を加えた16項目を基本とする。

6-5. 準備書に係る手続きの支援

準備書の公告・縦覧、縦覧期間中に実施する説明会の開催、さいたま市環境影響評価技術審議会への対応等に関する支援を行う。支援内容には、以下の項目を含むものとする。

【説明会開催支援】

- ①準備書のあらましの作成
- ②説明用スライド等の作成
- ③想定問答の作成
- ④説明会の出席及び答弁支援
- ⑤説明会議事録の作成

(説明会開催に必要な会場は、受託者が用意するものとする。)

【さいたま市環境影響評価技術審議会対応】

- ①準備書に関する意見書の整理及び意見概要の作成
- ②意見概要に対する見解書の作成
- ③環境影響評価技術審議会説明資料の作成
- ④環境影響評価技術審議会への出席及び答弁支援
- ⑤環境影響評価技術審議会議事録の作成

6-6. 評価書の作成

市長の意見等を踏まえ、準備書に必要な修正等を加え、評価書を作成する。

6-7. 関係機関協議支援

関係機関（市環境部局）との協議に必要な資料作成及び協議対応支援を行うものとする。

6-8. 打合せ協議

本業務においては、各業務段階において打合せ協議を行う。なお、必要に応じて適宜、電話・電子メール等で協議を行うものとする。また、打合せ内容については、その都度議事録を作成・提出し、発注者、受注者双方で協議内容の確認を行う。

6-9. 成果品

本業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------|
| ・報告書（A4版キングファイル製本） | 2部 |
| ・打合せ議事録（業務報告書巻末に添付） | 1式 |
| ・以下の各種冊子（A4版くるみ製本） | |
| ①調査計画書 | 120部 |
| ②調査計画書要約版 | 120部 |
| ③調査計画書のあらまし | 300部 |
| ④現地調査報告書 | 3部 |
| ④準備書（資料編含む） | 120部 |
| ⑤準備書要約版 | 120部 |
| ⑥準備書のあらまし | 300部 |
| ⑦見解書 | 30部 |
| ⑧評価書（資料編含む） | 120部 |
| ⑨評価書要約版 | 120部 |
| ・電子データ（CDまたはDVD） | 2枚 |

※電子データについては、「さいたま市電子納品要領【管理普及版】」に基づき作成すること

7. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- ・月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- ・水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ・土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- ・その他、任意に設定する

8. その他

- ・本業務に当たっては、監督員と十分に連絡を取りながら遂行すること
- ・本業務の遂行に当たり、知り得た業務の秘密は他に漏らさないこと
- ・本業務は、所定の図書を提出し、その図書の検査に合格した時をもって完了とするが、完了後に誤謬が発見されたときは、無償にて速やかに訂正を行うこと
- ・さいたま市業務委託契約基準約款第38条に基づき、同約款別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること
- ・ここに定めのない事項については、別途、監督員の指示に従うこと

別表 現地調査内容（案）

環境影響評価項目			調査地点・範囲	調査期間・時期
大気質	一般環境	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5)	1 地点	7 日間×4 季
		二酸化窒素（簡易法）	3 地点	7 日間×4 季
		降下ばいじん	1 地点	1 ヶ月間×4 季
	沿道環境	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 炭化水素	4 地点	7 日間×4 季（春、夏、秋、冬）
	地上気象	風向、風速、気温、湿度	1 地点	7 日間×4 季（春、夏、秋、冬）
騒音・低周波音、振動	一般環境	騒音、振動	2 地点	24 時間×2 日間（平日・休日）
	沿道環境	騒音、振動、 地盤卓越振動数	4 地点	24 時間×2 日間（平日・休日）
水象	地下水の水位及び水質（電気伝導度、水素イオン濃度、水温）		4 地点	4 季（春、夏、秋、冬）
景観	景観資源の状況、主要な眺望地点の状況、主要な眺望景観の状況		事業実施区域周辺 1.5km	4 季（春、夏、秋、冬）
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況、自然とのふれあいの場の利用状況、自然とのふれあいの場への交通手段の状況		事業実施区域周辺 1.5km	4 季（春、夏、秋、冬）
日照阻害	日影の状況		事業実施区域及びその周辺	1 回（冬至日付近）
電波障害	電波受信状況		事業実施区域及びその周辺	1 回
地域交通	自動車交通量、歩行者・自転車交通量、渋滞長、信号現示		5 交差点、3 道路断面(非交差点部)	24 時間×2 日間（平日・休日）
	道路構造、交通安全対策		周辺地域	適宜

案内図

